百四四ヨリ
百十五四ヨリ

イ曽4
600
80

門 曾 4
號 600
卷 80

畫聲吳八犬傳第九輯

中候摠評

并ニ作者答評

著作堂藏本

宮城県図書館蔵

龍澤文庫

八犬伝九輯中帙拙評

最初より出る孔子陪臣と嘉覽せる作者年来の苦心分明なり

感佩多し 何ぞ乃ち詞句の勸懲を旨とせざるべからざる新案

佛文方丈の人情を愛憐し鎌倉代り世上万差の稗史とも

同日の論なるべし 竹用うるこの書のよあるべし

八犬伝の未唐詩三十二年の方寸遊

滸よりひいて出でし伝説の草紙のうちあるを男女人子ヨミあるべし

決して左あるを敢い板元大坂を改変一二内絶年

年月をもて又八思別のまま滸うるべく時日の疾すべきなり

と伝説の心中ひとしく坂青年を抜て且偏数九七陽の

諸作堂蔵

終りなく九轉とをめれうすまた物

水滸西遊の其人の過不及字をうる論のかくこの約束のそれさる

人むまれ又其物甘を施さる人もありなのれ西花化を半ら

未いまを水滸を樊瑞弟子水火の二將皇甫端嘉角牲

あるべしそもそも寨を乃し法其術術をやをを内服のものを

疑ひ晴れをまりく具服の人をを先生の著述をれし書ハ

何とも其教ひす楮也をし一番く物後のあれ人も自ら伏線

あるく法をまりく等分解ら等こ物この角ハ行人の

歳服ものんや

稗史の法則ハなのれ之れ其以をれるく まあ他ものの

苦心を面目をもあるを見過しまた深長なる所を知る大風

目と心法をを字を聊れ仕合ろう或ハとまく又をしてを

伏線と觀深を取達へ照応を反背とつるの考ら新を書

接をあるく心を苦しめ日夜を費しまく他を類をるを

ならく法の服りも隠微をを手をを筆をこれを知らんや

あを載られを芳流閣と闘牛の譬のをを是ををこれハ実ハ無意

彼の反對ををを和く情をを知らく知をかをを ちひれ松を忠憐の

生をるるもむ可ハ失るるを

著述せられし冊子誤字のををを書れをハ字を其ハ仮を量

中ハ中ハ之を思筆那の誤も皆他をの一身を一覧れり

校閲せらるゝも哉文を我讀ゝるそれハ口訓さえ落さるヨヌし後ニ
改るとてハ嵐後の先生ゝく人ニ花を志ると宇ゝ但た秘人ニもと
墨旅をそのゆへ有るまし然るにかゝる長崎を嵐く萩ゝ
ニ及びたれバ多考幽栗の湯ゝも志めるゝ可否可否
老當益壯と伏波の理言ハ此ニ於のてぞ知るべし
舊本ニ再さへのゝ要もへ及ぶ甚ゐなりの松山翁はおのれに
舊借覧せらる縁係ありて先生ニ子述先生ニ一度を
先ゝとなし原本を借りて会得せさせ速ニ許なさり
丑之隆ハ恩借よりく寫し在ぬ先生の作を世に無
おのれの如きもし然悉く攝せ次此たぬ身に取くて盲名の

世上に傳らんを嘆息渡りなるべし
長夏の炎熱のゝすさるも三十女の曲と出服不出は
拙訥文ハ先加ふる有效許表不辭去りて紙毛先生を
労せさるに寿く汗顔之去寄る高志に暴名の萩りしハ
幸甚々々

本韓の序言なるを於て好もしろきて詳に評せらる看官の
其のゆへのゆゑありてゆゑし筆意嗜好親心の厚ふもおしはれを
ならんにて筆と貴しるゝさて只宸章の字キハ見の眼目なら
んめことおもふけるを於てみすを

三七二十一ハ元明すの俗語なれども多数と評す譯さ一あり千語幾ばくかの俗語なるもむさんと字ありちりく又ハ字むさんいにもちりこちらくハ二ぢの字〳〵三七二十一ハ又ハ一ちらの字なへ一三七二十一助語ハ下の一字まで活字とするへ一ハとあめ玉のあちらの考れ○ちの仮仏名字一の首字等之

百四回

百三回の終りハ桂宮ゟ評のてく芳流閣この〳〵切之銀三郎ハ
ちりゝ出んとて諸ゟあ外の悪白ゝく物之助といふへ一且
怪力剛勇宮ゟ神童とらふへ一銀三郎ハ明の七犬士ゟ
年も若り其上久一く出さるゝ自然と看官の見有ても活
あへて平出さるゝりやんやと言ゟ多くの作仏の面目
とふへ一又義実ゟ渇ゟ白板目ゟく細ゝしく三七二十一
の文字ゟ物ゟ甘ばゝゝ
親ゟ伝ゟ長物語の家論神女の霊験いちしるく俄尔る
文の長ちゝ七犬士の艱難并ゟ於く世上のるゝくせゟ知ゟ

奇々妙〳〵少一も此所なく物之とらふへ一又たとゝゟ取ゟと神祇
むさらくゝゝ陸の物ひ皆ゝ名ゟ付ひゟ親ゟ犬ゟ同宿あり
ふゝ其名といけも異称あり曲ゝ単節ゟ名ゝ付ゝ
ひゟ人ゝもあり氏とゝひゟ越あ外ゟ多く七人まゝの同宿ゟ
ゝを神ゟ物の名ゟとらふへ一
親ゟ伝ゟ家ゝ手放せ一時ハ剣と用ひゟ棒ゝ折伏せ一ハ
芳列仁の字の徳を為りて先ゟ且神業の效験ゟ依て目
見ゟ昂時ゟ出業ゟ及ゟと奇ゟく此之為通ゟ流語の仕ゟ
時教ゟ多の作人ゟ矢炮ゟ解れて死ゟが非助ゟ作ゟく藤ゟ
ゟと反對ゟ有ゟ此所ゟ反対ゟ

反對ゟあ一ゟ照恋之仕一ゟ子ゟ亦ゟのとん牛ゟの宣助ゟ三前衆兵の難生ゟ正ゟ神ゟ宣助ゟと称一ゟくん文の疑惑ゟ解くゟ誤ゟとゟへ一

論語曰過則勿憚改

四人の賊の樹下に集れ孝孫陸沽神異のこと多く先輩と改名物語

伝て曲直を審にされて後一使をとらへ

隔て安西の蒼茫たひらとなひくとなりて後五十年ホ

出て出羽の上総に在りしかば宮城田舎の一変をなしに業料

人面蒼茫の服装にて一とせ事かのよ談いと歩も名古七年の

服を絶ぬも天津吾門も名古に物反忠さうしに其位

断て再出さるに遠慢なりしに九之四年を出せり剣神鏡の厳

像もなり九之四年に忠魂足に物ととのへも智の足さるに惜む

へ神服の変流を廃人よりなるかなくるるなきに他くなる

あるとに陽りなくんぬ工とへ一三人使風あれに故名

松本摸平の藤あれと洲崎を垢三の子

孫のなたもいそとなり如る使れも一人に海新一とと嘆息せる面

孫と孫名と外孫なるもの右京坊とうめて房八も自任事文後

茂丘任使ひとりて陸八右任ての乾ほとなく色赤

使れあり神五人の去何も宮の去れ為る幼春なく

なるなり出れるる神去ることなる出端り玉貴目のつくり

幸なめ辞鶏の一鶏とめへ五人のなもなく鶏三羽一人よ

干慌さるる系弱まるて一つに神駅ふ名名ふれに嘉も

男なるなるなる可惜なる智足なるなる素看の中四三無一かなと

起ることく老侯と表なるもの恵し家ふ似れも極恵とあるなる

神助あるなる人云

らの法の新しく史

顕然なるの影の

動転なるに他

者の用公年一の

坊なるるなるる

なるれ迷惑と

[illegible]

且五人の夫一所に集りて一同に由緒を語るに涙に[illegible]

[illegible]一点に[illegible]入[illegible]るをいい一所に[illegible]人[illegible]

[illegible]新参の幽霊[illegible]紛れる他人の母中座[illegible]

[illegible]伏[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]五人の[illegible]百五回[illegible]

[illegible]富山の[illegible]孫長[illegible]

[illegible]四人の生捕り[illegible]の決断定[illegible]

[illegible]目[illegible]

[illegible]八[illegible]

[illegible]

百五回

興四郎[illegible]生捕[illegible]義実主[illegible]相親[illegible]

[illegible]親[illegible]五[illegible]の[illegible]

[illegible]一役[illegible]伏線[illegible]且[illegible]音[illegible]長[illegible]

[illegible]上の[illegible]音々八[illegible]の情を顕せり

[illegible]音[illegible]制[illegible]上の[illegible]老[illegible]

[illegible]の[illegible]此老[illegible]婦[illegible]茅山[illegible]

[illegible]看官[illegible]

[illegible]伏[illegible]

伏姫の神[illegible]七人[illegible]

この所よく好評之[illegible]
評と大[illegible]
[illegible]

[illegible]

初八伏姫八房の犬に伴れて富山に入り給ふ　伏姫の[illegible]人々と
伴ひて山に入[illegible]神[illegible]
[illegible]
お[illegible]の[illegible]神童子[illegible]
生[illegible]の[illegible]
[illegible]馬[illegible]の山中[illegible]へし
[illegible]の河[illegible]山[illegible]馬の[illegible]
[illegible]二[illegible]
へし新[illegible]蔵[illegible]
老[illegible]の[illegible]

[illegible]

山中同居の[illegible]二夜[illegible]不審不晴[illegible]の
賜ひとて[illegible]自由[illegible]又何国[illegible]
[illegible]疑心忽氷解せり[illegible]先衣[illegible]
[illegible]其心の[illegible]神[illegible]
[illegible]新[illegible]威[illegible]
不[illegible]一段の眼目[illegible]の文[illegible]
[illegible]天甚貞烈と其の忠[illegible]
老人の[illegible]
[illegible]神[illegible]
[illegible]二人[illegible]

あらの書評もく
り写りて精細
之婦勤めるなり
疑ひを解るに
足れり
但し荒芽山の猪
末の鬼火の伏
線に伏れたる落子
それと陸に書花
よる荒れの伏線
とし又いつもまの
の前後約来あり
とらへし
高百猪叔のる
桂星黙評あれ
にれを篠比よ
あなる中よ略評
あるさめるも也
書評ぬなくして
篠評と為業
なめてよし

よ婦妹ハ烈女なる再嫁せずして未ハ菊子よ夜よあるやと思ひ候なりしか
あへてもよ見の種を懐妊してまるも為男児と平産せる寄れて
めんるよ至てハ再ひ力二尺八分世にも妙工ん眼の及ハざる所にあるを
荒芽山の猪々郎の荒丸鬼火の荒馬を助けしよりまたハさの心
多ずるしら姉持力二尺八ヶ魂魄既よ二女の躰よ入りしかの首
へしさされハ彼鬼火の鼓ハ此なるやや力二尺八分再生をへし伏
線なるへし二児ハ二丈の再来やく一身二體となりて白の字子臣
也とてよくも鰥れしものとり弓弦月なるにこら同枚萩の葉
海中よ溺死も魂魄鰐もてくも主と救ひ淒瑞琉あるて
屋雪の於塚中より男女の二子出しかとも又の戴るれを恙向

積 十三

黙評と為業

異ゆへ物の至妙といふへし
乗せて草寄に二人の小児を携へ来る極陰にありて犬江が伝へし秋の
白状を定めて決断をなす時あらぬ肘をも不日のくるよしも不レ好
首輩汝急に来伏せよ又地校六合之上に馬を犬の塚の傍に
埋しむる地相にけひたる尾にて妙し
親兵衛に写す七人の女々にて一きのもの鹿ありこの [illegible] 動工とへし
大塚七人の男の子家々の梃育を果たる丹に伏姫の遺刀一路
祖母も主の身に沿て腹をあらしも梓月あるて [illegible] 入作者を
よく鰥れしものや其心こと

百六回

細評住吉

評ハ住吉ト黒評ト相似テ互ニ文義所当

漢書曰地之美者善養禾君之行者善養士仁者百行之宗也

引テ結当

細評結当

遣ル所ニ

富山の麓に捨てまつりて入組まるるも用ひの行程なるべし 十二月

なりてこそ人の身の上四とをく命を終りて登山よりみる侍の祈願を

なりて法花を唱ふる内時雨の首尾をみて後天王寺をみ

堂宮の有様 又驢馬三匹上の宮に乗せ下廻を下る

下の麓山に入れば幼きと数ひ合せんと帰りもるるあり

侍る幼きとりて五を徳保るへ 高野とて三人とて唱文なる

人を参らせ一再ひ石を拾ひ給ふ 細ヶ 又

義家とて草を結ぶ趣 於て宮の麓を行るを

大和のの行程なるべし 於て宮の麓に初り

入組と中ちまに千徳万徳 九限なるべし

彼の紙のことの如くと肯定せのひて今の世解れ来りたる会れ
くり自ら自立中に元他の方法よりあるを以て感服と再三
感嘆のみ有り看客皆用ふるところ
景実草木小の元へ帰るまひ会れ会者のさまにけること一又
波と共に日も過ぎ去る昔日の作又えてんめく樟の松のこるくめも
年経て世間なる形海辺又山ひ出よ雲を吐きこと文字
ゆく風光の如月のひろ世ひ出ひ会者別れ文百心と
富山観音堂の脇壁のこと多くあり作るまれ者の自作
ちちのちゑを面白一自立の文神なるかいめく又下山の時景実
ちゑ稿稿を辞して帰りもこと作これわの景実ともはるれとなり

景時は景実未だ駿馬一匹の乗り景時の庭に至るとなり早く景
実乗ることを行ひ故をもて文の点とあれしに元是徒ふ第立の保定者
へ言ふ言あ法のくれそ生あり出されるは七十四回る北歌の須
牛を乞ひ斑牛と反対する所れ元製作者人元又歌を所ひること
相一の評論彼者とはひるく生解頭の言論とも一大角
現八の言道の討論と一対ひきもこと仏光の用心拵て延
るべく如一可なること感佩のこと
大山ちこと銀ちれ鉢めへの使者ちこんと自ちと和尚論者男
堂こる形容目敵ちる一生こ奇ん歌又なけるこ鑑賞ちこと
ちもしく瞿鑑ちこと むこ男ひ一紀ちこ言上の日ちけるの疲れこと

景実時は景実未だ駿馬一匹の乗り景時の庭に至るとなり早く景
実乗ることを行ひ故をもて文の点とあれしに元是徒ふ第立の保定者
へ言ふ言あ法のくれそ生あり出されるは七十四回る北歌の須
牛を乞ひ斑牛と反対する所れ元製作者人元又歌を所ひること
相一の評論彼者とはひるく生解頭の言論とも一大角
現八の言道の討論と一対ひきもこと仏光の用心拵て延
るべく如一可なること感佩のこと
大山ちこと銀ちれ鉢めへの使者ちこんと自ちと和尚論者男
堂こる形容目敵ちる一生こ奇ん歌又なけるこ鑑賞ちこと
ちもしく瞿鑑ちこと むこ男ひ一紀ちこ言上の日ちけるの疲れこと

景実時は景実未だ駿馬一匹の乗り景時の庭に至るとなり早く景
実乗ることを行ひ故をもて文の点とあれしに元是徒ふ第立の保定者
へ言ふ言あ法のくれそ生あり出されるは七十四回る北歌の須
牛を乞ひ斑牛と反対する所れ元製作者人元又歌を所ひること
相一の評論彼者とはひるく生解頭の言論とも一大角
現八の言道の討論と一対ひきもこと仏光の用心拵て延
るべく如一可なること感佩のこと
大山ちこと銀ちれ鉢めへの使者ちこんと自ちと和尚論者男
堂こる形容目敵ちる一生こ奇ん歌又なけるこ鑑賞ちこと
ちもしく瞿鑑ちこと むこ男ひ一紀ちこ言上の日ちけるの疲れこと

[illegible]

撥撫して居たる乗せんとする拙者快く雄言義実なる者の
刀并衣服と新たに拵へ踊りの衣服の長羅と新たに一すぢ
なるもと知り九位なる者の者なる者の又長羅とよりの
時道伯の者と對面せるなれば家にかくしの者
なるものとなく一寸もあれば他の者なる自分にて
遠あれば出るの用心出服をせ
義実うる親を請の宵迄とうとう寺僧まで
むりと丹除とひとりの中夜深りなるべし又吉々なるの
老婆をあんじ心なる者なれば色なる者
親をなる法に起くなる手にのの者まで感服も自分なる

知れなる人なりの者なる感服法僧なる月のなる又
地なり又義なるなる者に写手寺僧と起なる人のなる一度時
なる使に縁の感の弟なると七回并の使なるなる取なるなる
三人の海なる并なるなる一日に地なる出ひ恨なるなる一時急地
数報と陽なる腰抜幻に者の者なる早く生せ出なるの仏
なる坊なる人なる看官なると智なる場なる弟の極なるなる

百七回

手になるなる法化を十日なる道なるなるなるなるの数年
他宅なるなる雲来なる服せなるなるなる全く弟助なるなる水
御門なる市杉夫保なるなるなる喧壮なる者

老子経曰善根生者、虎無所措其爪兵無所容其刃

文まてこゝらへ餘枝あり別冊に委しくあり

敷と成る館山の城ありしに附義徒右江を始め各歩の内評ハ
義情なくも家臣に親と師の小門もありしに大門を開せらる事
の晏平仲を楚の使せし時楚人小門を設て大なりとも是をくぐらしめんとす
狗國の人を召へしと云楚人恥て大門をひらきしといへり
又孟嘗君の食客をあつめし事敵をいつはりて此語の出る所なり
ことをめでたし四方に使して是を耻なしと見る事の多し
二歳の犬江も犬に擬へて角門をくゞるへしとて親と師の言を
古廟より出て更之に至り好き和名の機軒を
挿くるや其様も例のことく御先の用に蔵へ候の事
熟田の五と九とめての宗蔵をま何事もなく出するや

同しく歟
親と師と義徒は境中に近寄り従ふ勇威をも示し形容自在なる心地
せりしに件の妻馬と居るとて中門に居ても従ひ母も女に在るかく
如何あらまし服とも
我とせる刀を帯つるに生害あらむ古き首に意ありとおもへど又
去年の猛に對面して生捕るよ諸士の義徒と見えし打たる同
説客は隋何の類ひとかなしと思へるに義徒も我の方へれも極き同
若の上都に證拠を取りなし申さは又とにふとりて一将とさる人
同じく居りける事生捕にせし首を回りし
にまち帳中の美人玉きて取るに義徒と帯るにそて新工なり之

具眼の批評あれど、それの故ならばあまりにおよばず

府も云二面目の評にして恥なきこと

後漢書曰仁勝凶邪徳除不祥

又韓盧と吠る獹犬虞芮の訟をとゞむるためしをしりて
和漢ともにめでたきためしあまたありて感伏して
毅然として姦邪を細り其旧悪を算立暴戻の族を叱ての書面を
設せる詞藻を一筆にして大吉とされ
[illegible]
よりて仁の道に助命をとひ
恥とせずして奴僕のごとく毅然として倫快驕奢の族
よくも文をかられたれ
事通しく虎をふるひ武勇にすぐれたるを
狂族の与儀を通じ敬してかねて

河の民の安堵を得ると云又剛強あり

初祥山下先生の論に慮城屋と照らしたへと見ゆ

とてのことぶきの景福の草根とおれたり
親戚のみの寿民の幸福を祝ひてひとしく其その族わたりて
まちてとぶらひて本家への記念の旅にも指有して
生子の風の看官の目出度武運長久と人も至善をね
よりあれば海の感服せり表を宗族の寿容をと共に挿れて生
繁昌の心地して剣を臣の家の志と四海の表の現せし万歳の一の場
之又両家の今後の恥辱と雪ぎ其家のめでたき一家人の主使と
まちて寿の一族と共に続きたる家の安泰の族を
の又めて可喜とて一方の面目となし親族の祝儀の
山下先生の同国の長寿を祝ひて孝行仁ある

[illegible]

始書るゝれど神助あり表向にあらずの密工出来服のみなし されまでなれ

百九回

又蔵さんの文字話なるなん也

此本の筆用に筆通海陣の旗なりんとといふことを一将を

義成公の陣営の事ちなるいを面白し照文の一隊数十騎

見るゝ此好手なり吉上の台富山の勝ちを取るをまの伏兵まで

数行ままの長物語とわけも店なくよくまれなる事成るる照文の

物語とすゝく場中の重ねよう故あるあのまぎに数目なし

義なるに鉄山の店人を遠きに海州を去ふるるとなる事出

あるへし又親と筋の筆当をを大功を顕し荒城なき気すく一犬士なり

[illegible]

あなとらい此の犬士を旅をする勝を取りと穿ちたれとりとす

義成の内の所識徒と率るゝ連林を結ひ青海ともなるものの形勢

いふやまで目をふめみ素藤大柁子細身にかきて摘を結べく倒れぬ

用心好きをいと細しく危は事に郷のあまり事柁子細かく柁を直すと

あるへしさて仮屋の騒ありけるに事とに紀念の事とも文明をぞなしとて

素藤の車を掌中にて妖尾のまま是をも知 心中の怒悄生然

也掴 稲村をまもなへし素藤の文業園の秘密 山寺又密行時

旅ほやなの東に館を生化子生捕れたるは已にて素藤の勢を生み思ひたり

此前の大角中に事たれて丽らとれそれを生起回点頭とりしもし

又素藤を浜の掠奪へ日中天照るへし 渾てあらは動悉と云ふて

かれハ一事ありて
両状緑ほり所も
思意を斗才とよくえ
ぬ事點しおりし其状線
其れ心つくすき遠
様とせん元

書[illegible]ありし云云の条
善道教訓の無評
如文の復我変本
意まる方絶評あり
まるし無評ひ有
えほくしく

鄭氏古訓曰上看而
不教戒　佳

典語曰俊乂在官
則治道清

よくも綴れるものぞ甘心す
義あるうち第臣と諸あるを良き所子對向ふをつ功と皆ふするより良
ある士七重[illegible]高くとめてし　又各を此の少しも埓済[illegible]和助と云
経と稱するを示ふ良の任と申すと思し　見ゆ是にする者
宅之蔵伏にて実兼主の弟道への教訓萬代不朽の全く則なり
傑出の自書中ニ高大なる所　程ヶ蔵書す所んや　弟道に教訓を拝
当時の親を出りて未あり幼君之梅檀ハ二葉よりの香しとある
重べし弟たれ人一生は何ん八分出萬う主とせむ仕や家の甘心ニて
季蔵[illegible]と助令季辰相と教を所る向[illegible]
引出て論し候へ季子如之辰相[illegible]言ハ

一此段より回末
ままで全く又手を
之を洪[illegible]弱と決
定すべき看
官子位ノくり
ままでに其評
書之洪克弱
と決定して世
俗を解めり
是を察すべく
評定より作の
巧拙とあるる
のみを評とし只
是かくる事を解
くとその評者
とみるべし

又一級の上とゆくる[illegible]の弟之息をたのみ主君を思ふのりよるべし
季蔵追放并子陣屋[illegible]そのまま不与兵糧併者[illegible]第力出
服のみ[illegible]
弟[illegible]籠山の様子なく仁政を施すると第[illegible]淵田蔵之の
第の仁政を擁じ時異なると又もその[illegible]聞に[illegible]
政るの如くなる此れ[illegible]を又女性客の耳に小才するものかおのれが
引出て季蔵を助らるの所仁政を主とするを唱えて多くは小量を
以てこそ甚一と知る甚二と共に[illegible]べし
負けの生捕の者役を奪て将軍の[illegible]自害文字哉
通て負けの為に使すること別にかれらの面白しと感じて[illegible]語

孝経曰法禁行而不可犯

あれは宮をぬ信ずして執心もまいらせず一向に二法を学ぶさんにぬかれ

信明ヶ運と是等芝居て悔き侍れまゝる腰を帯をの何れも職業の

有ひ経てるかあるを過つて路の果てしらせ心しみ叶ひえらの

無利がぬめの手乾自分ハ老年まで友ひて了る右衣を手首をくひ

かすま信ず難思なくとも一旋をまとふなる心人も後の出を貞節

子教ぬ君まもう一番ちく四勝とてを我の白く識佩

いさしたり

百九回

親を衛る鏡との御代を孝まず段七大きさ光もちく大往を文

るまとを便ならぬとも主人一義成こと加係の紫紀元の摘例

このニ箇の但見やうの拙文乃古児琴山嶺の稿本を校閲之为に於いとめでたくもまぢく喧嘩し作り来るる事他評にかとのるといれを以ての由を評子摘せられしをならいなるかなです

右の段黙評を精読をいたす

なるく成風目にえさとくいとおそくし

萬物を滿国に立老信に對面の主母並ぬる今一の恩祖なれ

仁政の先達ゆゑに依然として哉に余ふ寿盛を娯楽の

既に人長れ其の日ごと家をも向へとどもひとこその分一寸とてや

而かれも倒の如く文武風光之月移ろひぬしぬる

まるを彼の政中に附物出目をまつく禁用させてきりしとを

其の中より割なるとはく元服を補つる而も沢理よ好の如く

又和中に蕪雁まさらぬ彼れとかく家ちなき面白からしたか

ゆるりと甘心々々

八百比丘尼の年至極寺の面授に由緒あるなとまうそしらひけり

清雅堂蔵

椿の精の事
精評の惟の事
別冊に出す

南天陽孤の
名の事
名を同じ
と異なる
説あり

あの椿の
評の事
椿の精の
説あり

椿の精の事

椿の自由なる潤色の際雲の新たなるを見せしめ已に其の
性淳なれども再び古を中に以て物象のみ有るを又
如といへども説く快なると其の名を作るに彼古輝の人の
作るを西上絵なる椿の精を其中に隠れ住て自己の幻形を
現ずるの是玉梓の相稿なり人と作て思ふに
へし伊丹椿の精紀に曰洞院の家と称す蘭氏之助
の椿を作るなり伊丹椿の幻形なる
而又その職を隠し名を別に椿を作るへし
物椿の名は自性なり
更に鉢山の事を本書に新工ぬ事を上に作るへし

毎細は下に評すへし物椿の陰孤然物の天
一向足椿と及ぶ
陰孤の名は同じく出る所陰孤は一定の
陰孤と同じけれども
るへし陰孤の名は出る
遇とするへし附は
名を同一附妖尾数一人不の
椿の精の
一旦椿と為り一念は
椿の精
妖尾の二代の
妖尾の再来
名を同一附妖尾数一人不の
椿の精の
一旦椿と為り一念は
椿の精

且二歳の後世を思ひ入れたる
奴房の幻術つく〳〵後世を悩まし
看官初の程の幻術とい心得を知らぬとかくるあるべき
ものとひたすら厚き又の後世の石窟より脱出とて怪語
老人と迷ひ一生の苦患をとく〳〵教ゆるとて玉を握る又衆
生所と遊び清浄の人生本来のみの限生と中機出身と
いへ〳〵伏水幼稚の舟新来の実体をうるかれ所変
怪奇の事も中々教ゆるの事思異と雖
も初海の照覚世界の物ならずとも知らるべし不うるを
所自性の物の事潔むまるべし出限のみ一刹を廣目を

真面目ハ人ノ
ウヲ〳〵愚者ト
動語ヲ二ヲ業ノ
神ヲ生ル

論語曰君命召
不俟駕行矣
二ヲ傳評住
評ノ白く穏ヤ

淮南子曰河水欲
清而石撃之

作法の本面目とて〳〵ものを思ひ過されて其の住処を入る不敢山
再銭の限とのの日数海上の月ものらくのものを自性の分ひ
の解脱れうるの法の本服とて
百十回
教ものを三界の塵村〳〵動ける時ものを捨て勝ものを如ものを又捨る
捨ると細〳〵九仏ものを三界一刹を現ものを〳〵さてい君言教る
止めるものの聖教ものを思ものを又祖母〳〵一書を生さ所ものを不
〳〵ものを百年を現ものを言を取出ものを九財と
其物ものを教ものを所ものの宝ものを生ものを并美ものを智所衆人
とものを教ものを所ものの方を取ものを所ものの物ものを所ものを奴鷹ものを

○蓮仏堂蔵

[illegible]（朱筆頭注）

実子なれとも[illegible]思ふ事を加へる[illegible]可惜る事

[illegible]

[illegible]

鈴山より[illegible]

[illegible]

[illegible]面白し 又[illegible]

[illegible]

[illegible]澤て人[illegible]

[illegible]

[illegible]不[illegible]

常範曰叢蘭欲茂秋風破之

後漢書曰馬援以薏苡興謗王陽以衣嚢徼名於嫌疑之間誠先賢所慎也 [illegible]評佳

[illegible]（朱筆頭注）

至妙の手談之甘 心々々

我[illegible]夜中胃噪[illegible]寝所へ赴て[illegible]

さえも[illegible]毛物なれは[illegible]

[illegible]疑心[illegible]妖尼の幻術[illegible]

霊玉[illegible]

志之[illegible]

[illegible]士と[illegible]計[illegible]大中に

義成[illegible]隅と[illegible]大功と[illegible]

[illegible]

子息の一失なる云[illegible]妖尼の野計[illegible]

評してゆく精妙
孟子に云 君子とうな
欺くへし 陥るへからす
ことあるとよく〔?〕
かくの如 評とみへて

孝経曰 君雖不君
臣不可以不臣

歌よみの快く美玉を損けるは忠ちを遂げくれ出来るにてありけれ之
君にきもちも其にはかうの旅に対ひてはいて其ころは氣節之
君子は短歌の作る事を〔?〕よ〔?〕るかへし又立花の孫の湯をみ
云云の文 一寸ほどの不遇も越えてあるべし これらの様な如し面白きゆゑ
歌よみの橋村は誉とある人がこの不運を呼び廻りて述懐ゆゑさる
掾子看官までも暖濃にても月を重ね花に光人情を感じ〔?〕
不婆涌のかくてよからぬえ加へ歌よみ自身中 少しも見えと惜さゆゑ
その英雄といふへし
歌よみの沼田に散ぬる如き豊由の底へ至れり書きて何と
やうに御見すとも自ら去事をくいかなる看官とも思ふまい

その条〔?〕〔?〕評
のこし 〔?〕

さてこの此の如し〔?〕きるを並べて述懐のあらさうさも
あるへし 歌よみと目録して房八がいかにも遊相あるとぞ又文五郎本
もえ出てくれし 房原の香のを如え又さて絶て 茶をあさ鉢植め
めでたき此の所に 出れる者の不財と思ふに六人が何と他の
せてきとさも又 着筆だが六人の忠を居をしけれは又一段の事あ
孫子あのへしきで 歌よみの旅寝にて大字出れてある不勢な事へし
去る年宮田山の歌寄へ参り詣で申にしもある事の志と 歌よみのあり
一昨年も本所には赤くは雨降り如き事をとりへは又文のあるけま
手前のすると 野猪苦労より孤猿の様子より似たる 歌よみの
その目と同じ此時の不運ともいひて 何世かはなるべし 又評判の

この回末より能楽の謡文あれども略す別冊にて見へし

この回目の上ゝの方下ゝ者作大関目

穏當

の附物にて神楽ものれハとゝ紙ゝ上ゝ面長の面にて

老母の作ものゝ上ゝ又ハ子供ハ限りのこゝの文句のゝ

二人の中ハ若い中ハ女盛心男看官ゝ嬢ゝ男ゝ

詩仙堂の[illegible]目出ゝ[illegible]ゝ

百十一回

[illegible]の徒僧ゝ[illegible]ゝ

[illegible]の月不[illegible]の述懐又玉造[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ここの中くぬ　そこの中と指分いろいろ　ちのさてよ　ちのさてよ　奇しき
又と幻術をもて　暴風を起し　夜中銀の宮殿を成りて　光を照れり
武尊　兵器を奪ひ　ひとりも　新土　西海道の熊襲　西海の孫悟空　ひとり
西牛賀州の武尊　を奪ひ　ひとりも　逆い又指列をして　感じて源し
光の義通　祖父　命　急変の時　甚しきよりて　大樹村
稲村へ　次第　伏姫の神丸　と反對　之　於て　浪　ちとたよく
ちのひて　少しも　ちがひ　又　姫　と　報　せ　る　叶　ま　れ　て　の　用　と　な
面白　これ　と　仏　の　神　の　ちく　こ　ま　れ　ま　ま　る　城　心　恵　む
ま　て　海　ま　と　ま　ま　ま

又此ものも極めて力強き者とあれども一騎の稽古者
なれば恐るべきの人にはあらざるべし
其後再犯に依て義家自ら出馬せんとせしを御所
限りと面白しけれども出陣せざれば軍体甚だ恥辱
なりと出陣を赤松満祐と御所様と
百十二回　けれども百十一回とあり脱の誤なるべし
義家の四天の面々の評論とすべく判断の面白きこと奇
也徒に数多の家臣を殺す宜に大度を将の任あるべし　又此
一人なりとも功名を立て一組下なりとも家を興すべ
き為の費用なりとも此者も能く出陣のもの

動を陣の三表と刺と欲しとの御所様

出陣の仕方あれども述懐使家の風儀
清盛出陣の形勢双方好き風儀
目を見るべし且つ彼の戰場も同中の事なれども
よくも出陣するものなり
義家駿馬より及ばざるも
水滸の豪傑に
とかくの評論
の宝玉
遊戯
陣

漢書曰呂氏求珮

[illegible]

一限の位牌を面白

[illegible]助の位牌を[illegible]八[illegible]狼のさまを[illegible]面白又

小森田殺[illegible]二歳と生捕り[illegible]限り[illegible]

[illegible]狼[illegible]と[illegible]友[illegible]の生捕と以二歳の生捕れと交易

[illegible]狼[illegible]面白[illegible]又[illegible]

[illegible]の[illegible]一[illegible]作[illegible]者[illegible]陽[illegible]

[illegible]地草[illegible]改[illegible]

[illegible]

[illegible]

東子正書曰寛則得衆以治評極妙之

象語曰与善人居如入芳蘭室久而不聞其香即与之化矣

主客の辨実と共評のかゝ精妙

教戒よりはまつ〳〵世〳〵盛服のかたち

出羽の武士の武術のつよきは高山とかたるべきなり故軍の初後とすべく

情思一時村々歩行と嘆れ出羽と計り〳〵戸ならべたるこゝろ

主客と敵と刺と計議の論法の使客とはべり又出羽も

昔より刺客と約せり亦彼出羽の風のなくあるべく

けだし人か主客と以て初刺客を行ふ所に主客三人出羽と

憲敏山より文明の出羽を主として南部を主として安房の真書と

刺とをもて及ぶべき又南部を主とするの客と

の変改をもつてはなはだしくこれを

南山の硬なるの底に一書を遺すべし

穂吉

ふるの鈴鹿の前髪陸花の筆とあへり先哲ふるの花とうたへり

狀尾より出るの附組兎とせり使者のまえ〳〵ひたすら

狀尾の法度を奪ひ巧附の自性とを思ひ倒れ伏婦の牛

ヨヌ又狀尾と跳倒して脈取直して南法と教ても実験なくいと

心地よく自法の初の自法をふんや見分と合て

使に氣を付く藏物を挿之とありて忠勇なる又足を信ず

日星月夜云云の文例のをうつて

出羽前書を附ふるれいなる先御中を前書と拾ひ

るとかるい看官をて不息にて拾ひるの心地せり見事の風

白とのこうり

出羽の刺客を助る附人を拾れんと名れて云ふのあり其ことあるとと

ゆえ こいひ出やうも出来かねる所は旧来の血脈動くと信ずるから
書付にしるべき用心は此又復立ちかうも病と同様に一書と
成べ凡よりかなとかあるべし一箭あると射込む所二箭
六ツ一箭は中へ入り抜かれ白昼死人の又来るを
憚る所心せよ〳〵 看官笑ふべし 感心して
南法三蓋三財ある乙 掠子 第十 對面の所に所作七人の
子弟方〳〵 做書冊子人作り花方又 掠 ある
方法よりと 剪本 を 出立 車 出来 と 敵 ある
今死 師 あり 使者 者 と 遣 感 と
作 南法 法 法 と 出来 と 作 と 作 と

礼記曰 比年之子猶已子

ちゝ 親 ちゝ
出来 子 出 出
美 嗣 と 越 用
憚 ある 伏線 と 親
法 の 出 出 よく
人 人 出 出 ある
前 冊 子 所 ちゝ
ちゝ へ

面刀 ちゝ ちゝ 懐中
出 と 味 出 ちゝ
書 出 友 友 出 年 介
絵 前 書 と 信 出 年
れ れ と と 出 年 信
年 疑 る い 録 賊 の
前 後 の 文 と ち く

伏線 南法 兄 年 の 名 と 二人 の 子 張 出 る 所 九 出 俗
年 月 後 出 出 二人 の 子 年 出 出 子 の 出 と 出 へ 一 九 出 出 伏 役
偽 子 繋 合 出 る 年 出 て 出 と 出 出 る 出 足 出 伏 出 の 出 と 出 出 て
出 服 こ 出 自 出 の 出 出 出 出 へ
二人 の 年 中 子 入 出 の 形 出 出 偽 出 出 出 精 出 出 先 行 出 と 出 て
取 出 へ 出 百 十 四 回 と 後 出 る 伏 出 の 出 出 と 出 へ

百十四回

南法 出 年 入 利 家 出 荊 軻 の 風 出 出 へ 出 と め て 出 壮 士 一 去 不
復 帰 の 出 出 出 へ 一 出 れ と 初 出 其 出 刀 と 出 出 一 時 懐 中 の
匕 首 と 出 出 出 出 へ 一 実 撿 の 時 各 紙 の 出 澄 と 見 出

照〻〻味ひあり分明なるべし

[illegible]

如龍の先詩に巻
中孔り寝ると之功
者のことあるの孔
甘ひとし

その照数ハ之ヲ
仏ちゝ[illegible]
重復と云べき
ところ

之を[illegible]一向に下ル者を見る者あれとも或ハ
[illegible]方又ハ夜中中ニ[illegible]
首を似れも[illegible]と知れる人一度せいを[illegible]
[illegible]ハ[illegible]自由ましれ[illegible]
[illegible]又黒[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

礼記曰君子居安如危小人居危也安

[illegible]

[illegible]

[illegible]

細評稿本

神の祝言とて世中を祝ふ事と思ふ人多し
去年最れる宮の木白氏と変じて成実如と駭嘆さるる
ことなり妖怪三度及ても出る怪の者ども殊に感心なり
狐尾術計一おを殘して陰ひそかに新宅を草ひもるさまを
見るもの尤怪しとなれども其の方は疑ひかたきもの西山へ
仙人の用心なり板目なり甘心ない
後ろかへりまく二報の仮表目みるめ伏姫の夫狐尾倒を
いたく心地ち妖尾を主人の如く計と迴るもの西山へ
ものまく計るも且妖術を行ハ一度ハ奪ハ七九ハ孤尾七尊寺せく
陰ち神助ち望拙新立ち寺ハてめ人力をもて返さんとせん

風易日恩神害
盈而福謙人道
惡盈而好謙日中
則昃人盈則蝕

又義通と同じ中ふ事へ一まれに聞て事ハ
神託と天命人盈ると為主者後狐尾ハ天戒之とあれ宮毎有
官爭ふ信と拒ふ事ハ再び鈴山之美作を去ら其功
莫大ち物の七大士行ふ以里見隨從先と稜威中ひとり
一ち異日百万の敵西北ち起ふ神託ありめ行ふ事
北條上杉長尾軍ち行ふ不必ち事も有ふ事ちや
又ハ物の大敵ち事を七大士ハ敵ち対ふ足ち北條必算
新工妙事あるへ中ふ人ハ何ひて作れれ下恨七角
事ハ信ふ事ち事ハ信ふ中の表ハ いつちや ちハ又沙ち
思の中りふへ宮ち仙人の詩の中ち信其腹稿ちふ事あり

論語曰君子之過如日月之蝕過也人皆見之更之人皆仰之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夏の夕宿と書て少心へ事なるを一ツせいと
千樽涙乾せもとよ一緒ゝ集まるの張り合ひ
や感服と

南仏三十番目の元と義成こ海鷹五
郎外南仏宇野仏三人のよりあるの又出羽の
みと成り助るの
みと三上も百十二回ゝ解去れ元祖の
脂ゝ多あるの多くさでの物ゝと又所宜ゝ仏光の
会ゝ出ゝ多ゝ初めるゝ出ゝ田舞村鉛山三方の
限雑ゝ方ゝ三方ゝ多ゝ殺生を遊ひ事ゝ物ゝ今の
級れゝ多の癖ゝ知へるの原ゝ事ゝ仏光の苦ゝ

この茶八房の梅と
関自ゝ
又青義化の信仰の
俗感ゝ多ゝ仏光
仏光ゝ三ゝ多ゝ
ゝ多ゝ三ゝ多ゝ
はゝ多ゝ梅ゝ様
多ゝ仏光ゝ三ゝ
仏ゝ多ゝ

感佩不少

朝ゝ多の俗介の宅あ事ゝ付俗介主病の方又墓ゝ所の名仏
少ゝも接目ゝ宅ゝ細ゝ甘四ゝ又墓ゝ手信ゝ実様ゝ物ゝ今
年初ゝ実ゝ接ひ八房の梅の名ゝ墓ゝ朝ゝ年ゝ
十ゝ兆ゝ三ゝ墓ゝ同俗ゝ手ゝ物ゝ俗ゝ旧の
限ゝ出ゝ不振ゝ墓ゝ三ゝ墓ゝ又寸梅ゝ物ゝ海ゝ改ゝ
親戚ゝ市川ゝ手ゝ仏ゝ多ゝ人ゝ集ゝ和ゝ俗ゝ
目ゝ多ゝ中ゝ仏一人和ゝ秘ゝ年一度ゝ墓ゝ
詩歌ゝ茶ゝ様の墓ゝ俗ゝ十四日ゝ
ゝ多ゝ物ゝ之者ゝ墓ゝ物ゝ切ゝ浪白ゝ墓の

の数年世ゝ[illegible]ひて[illegible]ゝ家い手[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

政木大全の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

巻十一　竹才　四行目　蘚とあるは蘚の誤か又はかく誤るか

同　十行目　折けてとあれ俗不の誤

同　廿行目　今日見のこと行れたるを聞まつる

巻十二　一行目　首級とあるいづれもびとあるの誤

同　四行目　若草帯とあれど皆野草帯とあるべきか

三四ケ所　若草帯とあるは草帯とあるべ

巻十二下　廿六の一行目　辛ものうのうえたる

同　廿三行目　衆曰とあるは口の脱ならん

同　廿三行目　衆れ　いい誤

同　四行目　私稲ハリの誤

ひらがな缺字ばかりとなり

大丈主王の新字れも行も隆り

右本立脚上の記拝の拾遺ならん紀州先原上陸仕
ちう陰字と拾新にて表本と明れて古ケりきく云
ばうあり出校度の文本本れ拾元分は不入んるとも拾新元れ本元れの
あれとまるあるる市あきとも分れ有せしん不逆本ひまるもしきま
本他この拾拾中凡位とあるとうせと倫訓ちう又とくとくまるとこしとあるたこ
いと歯草帯を草帯をまるあやまりるあるくあやまりるれもしんもあるあるの別冊と
きとうとて又　解　曰　載　番きうしエキウのあるとうれ拾くまとの誤字
ものと校訂のれ元ものとうつ
ひが草帯をて草帯を仏うれの仏に暗記の失もれ拾やまりとうもて
ちくんくとあるん　たるものとうとちくんくとうとて　ひとうもて
この本とて拾本るす陸を惜この本れ拾の本とて　とうもて
拾れ中くまくれ細ものと失　拾のんせうれりて　を　ひんて
ひるとしくこるへて具れ失敗とうとて連日並ものまとを周き別と
一ものうとうとうこるとうとうあれ　むとまとまるものとまるとうとうとう
きもまとまとくるとうもけんかを伝く　拾取　ひかり

竹堂蔵

秀才写言評議をしるすもの不取とくしたるうへ
をもつて先生の煩労も不顧して取あつめられ
そしのあらを表又は須服をもつて
ゆゑ不及語字を反字も所のとをもつて
ゆゑ通去れの末をかくし服れのれ日夜相違ぶ
あらそひの半分服れも隠れ
物物の半一驚所をれ
さるべ能ともたんせを居これ十二月三日を八大行中候
ゆまを出板これ物のあ遠よりのも出係をそのくふ
左右のものを清せもを敬を高橋く四地を遠限を法を

二日を勝つ三巻も出板こう程く心ををも語をくりのを
勝心を伺ひ崔評も為水に服れの映ものくしをれ
まれ不まくれをこれをもれて
出まれてもを書い舞見をれのれ
性をこ越んの世ばをく四つ
と存ををもをあるをふ
北下い厩をあれ四六日の腫魔を稀ひ折くす枯
つて祖ゆは生を評の数半
とをれ半を方のをれ四数推あをゆは上巳を日より
取をを御くれ半ゆ年

[illegible]

[illegible]

四月 四日

置一冊

著作堂先生

足掘下

[illegible]

置翠君の八犬傳第九輯中帙の總評を見て疑を補ひ
且疑を解する評答

第百四回

富山の段に批評を盡せり盡せり御稿本の上層まさすこと如し
但一條作者の用心を評し漏しのこるあれども自注也
五個の刺客初め箭を畫〳〵義実主の近臣と殲さんと欲せるを洎め〳〵弓箭を畫〳〵竹藤をひらせしの形を故とす
看官必先疑ひ思へらく故ゆ刺客必首領の形を強めされ者
らんと是則神助なれば故なるべし三四度のうち一時の強のされしは
あらず作者の用意かくのごとく一朝の筆に儘さしまあ者ねとらく[illegible]看

官人なれども黙許より弦のまれに第二輯富山の段に大輔の炬
鏡の光剪灯と賦応しよの作者の用意ふかく及ぶ心つきも
ちろん古の人曰讀書百遍可省以通其意嗚呼何ぞ容易ならん
知るべし俳言なるべかも

第百八回

美濃より曰
熱田の五郎丸とあるは鑿説に似たれども何書にもなしとや
答　本文に熱田の御所の五郎丸とあり東鑑及曽我物語にも
御所の五郎丸といへる者多くは御所の義を知らざる男童を謙
倉殿の御所に似たれども御所と唱るなりと思へるにもとづき抑御
所は地名なり尾張國熱田に在り便是大宮司の居宅なるべし

件の五郎丸は大宮司なるべしは當時の人なる居所の地の字なるべく
御所の五郎丸と稱するは官にもあらざる上野の他の名称心
もて本輯に志すなるべ
ほんてはいかむ古の俳に親兵衛の古昔の神童を挙るなる中に記
伊と年紀のよるなり世宮家の五言絶句の詩作あるべを
言へ宮家の招て詩を賦しは十一歳の時なるべ
當今の才童十歳十一歳にて詩作あるべ稀なれば故意五
歳にて言へるの次の度能研の八歳の宮云々に良對べき為
なるべ又本輯に楠正行十三歳云々といへる太平記桜井の段に
正行この時十一歳とあり又後の春にて當時十三歳なりしといへ

ちゝ考考太平記 まろの年紀の年 猶と論じ ちゝ本輯 十一
山城とのりて 後の十三山城 ハ千代童子の十三歳と對応
そもむかうの知音の 許 桂黙西才子 ちゝ容易 ちゝけん
ちと行 いかりの 傳 妙 ハ 嚴 ハ 心 ちゝ 彼人の 許 を
ちゝ ハ 知 ちゝ ちゝ ちゝ ちゝ ちゝ 奴田の ちゝ 同化
本 ちゝ ちゝ 收 作 稗史 ハ 盍 実 駁雜 ちゝ 他 ちゝ 自
由 ちゝ ちゝ ちゝ 看官 由 ちゝ ちゝ

第百九回

妙 椿 ハ 素 蘇 と 誘 ハ る 人 不 入 山 を 実 許 る 西 上 弱 る 椿 の 椿 ちゝ と
又 麓 所 を 傳 會 ちゝ 妙 椿 ハ 其 名 ちゝ 不 極 ちゝ 西 古 狸 ちゝ ハ

妙 椿 の 椿 ハ 則 椿 ちゝ ちゝ の 実 ちゝ ちゝ 呂 同 賓 ハ ちゝ ちゝ ハ ちゝ
臆 測 ハ 推 量 の 趣 他 説 ハ 耳 新 し く 買 ち ち 驚 ハ 作 ち ち ち と 毎
愚 意 ち ち ハ る ち ち く 作 り 落 け ー 思 作 ち ち と 加 ち の 傳 ハ 他 ち の 隱 微 る
れ ハ 徐 る 知 者 を 待 ん と 思 ひ 作 ち ち 如 も 実 許 ハ 作 ち 人 桂 黙 西 許 も 都 ち
愚 意 と 悟 ハ ち ち ー ち ち ハ ち ん ち の 実 隱 微 る ち ち く 下 世 子 も 分 解
ち ち ち ち と ち ち ひ 作 ち ー の 別 ち ち ハ 猜 許 け や け く ち 愚 意 ち ち 類 類 し ち ち ハ
今 ち ち の ハ ち ち ち ち ち ち 也 併 格 別 の ハ 乳 ハ ち ち ち の ち ち ち ち ち ち の 大
か ち ち ち ち ち ち

笑えるの後又桂窩主の再評をも考ふるに元の論をーきゝゆる上帙
主人の上編に華泊の後に流行の社改なる大樗樹の椿の名を考
疫鬼と同答ーなる玉面獺即ち元の義と上帙中帙を知る人の解
けりに狸と玉面狸とに一種あれば元の老狸富山をきゝくらう件の
樗樹の椿と樗ーなれば下帙に至て今明に考へと物椿とらの名を
由て只管椿をもて椿の内に樗のもの所なる東歴とよく考
あらけんいと憚て千歳の一失みて信めれ默評と物椿と
名つけれに八百の義をんといふてもあるは仍れもあ義と解
ぎされい岩偶中あるもんを寄と物椿と名付りて八百比丘
尼の義に取られも本据い則荘子のうあるの文たの如

荘子逍遥遊曰。上古有大椿者。以八千歳為春。以八千歳為秋。云云。この段荘子翼循本曰。八千歳為春。八千歳為秋者。折椿字為二箇八千歳之數也。滑稽杜撰。偶然出此。

本作に所云八百比丘尼物椿は職とて是の由あり多八千と擬らく八百と擬らうに循本に又云ふ如くいまこと無ならの八百ら作者の深意かくの如し件の大椿は椿樗を国俗の所云椿和名通婆木と同じくそ本邦の椿は山茶花の類に又唐山の椿は樗と相似ら故に樗を椿樗とも椿は良材なく樗即椿樗は散木の椿と樗の雜は五雜組に詳に和名抄にも樹に古人樗字を當るは非なるの棟（江戸の方言にセンダンと云即是）

楝子を戸山ちんぢんの字を云椿樗は臭氣あり花さけいてく堪たり小川
町裏神保小路なる武家なる所樹あり其外の他所の所にあり
累世かくのごとくなれども其名いまだ隱微なるを足らず犬江親兵衛
祖母妙真は俗名を戸山と云ふ因て人呼て戸山の妙真と云ふ竿
四輩山林房八ヶ義死の段なるべし戸山と富山と和訓相同し
又妙椿は當初富山に栖て北狸と八百比丘尼に變化をなす
及ひて法名を妙椿と云かれども亦富山の妙椿と云へり其名
彼と此と真椿の二字異なるのみなれば稱呼相似たり又為妙と
名つるより妙字を折けり少女と唐山の俗語に少女の二字を妙に作り
又天朝京師寺院の隱語に美婦人を妙（即少女）と云へり臨尼と云へり

然れば妙真の妙はまた法名なれば獨死なる故なるの孫親長卿平
再會の歌ひあり如れば既に老たれども不老の少女のごとくなれば妙と云
妙は即少女且真は真俗二諦の義なり虛妄の名を取れるのみ又
妙真の俗名戸山なるより其孫親兵衛神助と云へる富山に居を歌
年ヶ〳〵見る祖孫再會をかれば妙真の亡年の憂ひ便なる富山に有り
又終身の歌ひも亦富山にあるの前兆
又妙椿の妙は若狭の八百尼と偽稱せるなり面影少女のごとくなる
妙と名づく椿は則椿樗なり身後に臭名を遺すのみ心に化出の
隱微なれども世の看官はいかゝなる知音と世の人友達もまたこれを拙
化出の皮肉をのゝ探り愛怡ひて骨髓に沒入して反て遺憾なりと云へり

一修のことをもいとく隙微と夢明の精評をもて相分れ不来
れいとく敬佛仮作を解る心地ゆくゆくをせ評到とせる看官のあるべいふへくも
あるそらや耳をもて解をもとも馬耳の東風のあるべかりしあるべ知音のあるべきこと
化と妙椿とを名古人とあれともそそ婦人のあるべ紛るへくもあるべきのはと
人不入山と名つるうい素芳と首ゆく数百の光彼この処を隠れ居て
人まそれをとを近連をり多のと人不知と唤做とる譯も本文と
評をれ椿の椿とをとを仮用とあるゆをとをもとをとを椿の精の
妙椿の體を入れるとを評しゆをは當るを作ト綴る八幡の八を
ゆをとを世のをとを少為りをある歌をををとをあれと上綴る椿の
椿をもは世のをこれをとをめるを居り総志料よこの椿のをと載をを

ゆををは地方も詳をゆをへをこの評若を是過當失敬の憚りあれも
文を若をいを作るゆをとををは少海宗谷と称をゆをこ

右同回

妙椿の持佛壇を撤を南を陸陝伯のゆ少ををあるをり
ゆを山下屋敷を作るゆをを黙評をゆを名を精評腐を
ををれををとをれををを岩田ををを當を作るを物ををゆを
れを作者の隠微をを強を猜評せををををををを作れ
ゆをを妨をり悔をををを問せゆをゆを作るをををを隠微を
作れをいをををゆを作れをも知者のゆをゆを赤情むをををもゆを
作を陸解れゆをり　てをををををたの和

なく神佛の名號を妖怪狐狸の口惜りく正字あり沙書る物の
ゆりなの照驗(アカシ)ありしも有しし文政三庚辰の年の秋江戸太伝
馬町武町目なる煙管(キセル)問屋に毛長の狼年十八(名の長い)野狐
解くみなく祐天信心の業うつるのひとロ言を則ちなく
六字の名號をもて人よりなる遊もなく仏に花押もお
遣るなりなる文無ものなく人みな狐のおるなと知なくなる信大
かなるなる日毎ごとの名号をもて求るの驗ーきなるなる名号ハ

南無阿彌陀佛　祐天

とあるなり當時古友
南畝翁元をなく冷笑ひなる狐狸の所為なるべしなく
祐天のおなりなる名号のひろうなるとの二字をもて表れ

となる見なるいく行もなく狐の所為なるよりあれなく狼の本復し
けりなるなる兎園小說第十一に載る古友文室の筆ー談なり
狐精の名号をもの怪談を撮合なるなる兎園小說の先年宗平
電流に入れ作なくなるれのひろあるむ狐本佛の名号を
南無阿彌陀佛とあるなる安民(ヤスタミ)太郎(タロウ)なるなる為なるなく
ラアイを正字の悪遣傷をなるまに用ひるのなるを字義なく
狐精の素藤を資けなく二ともに舘山の城に據なる及ひなる夷濤
一郡又擾乱なく民を安なるなるを太郎(イトナカ)なるなる太の字を漢文に
なるなるなると讀むを和文に大よりなるいとトなるいとものなるなる
かなるへーー則なる拙作の隱微なる秘なるへしなく

又を憚りあるべかり試みに百九回妙精の幻術あるべき段は悪評は勿論自由自在妙安陽出来るべき感服のあるべし則
大関月こう仙老の真面目とゝふべしとあり是ようと二三ケ知も作者の
巧みなる文言にて其面目とあれども拙作の其面目は趣向の新奇
なると文の工緻なる所あるべしと敢て思を輝ミ善を彰し忠臣貞女孝
子順孫のあるべき古昔良善の君子の行ひ有り缺陥を補ひ或ハ
暴虐奸雄の高運なるべしと孔聖春秋心誅の筆意と敢て
人心の不平を快くしやくし勸懲の一端とするのみの餘新奇の
文の巧みなる看官を悦ばしむる則多回の関目得意あるべし真高
目あるべきの所とする分別なこれ拙作の其面目とする所なるべし

古語曰君子為不知己者屈而為知己者伸蓋是之謂也

加まりなれども不教なるべしとなるまく作れども同姓変進の間に良賤を卑
しの差別をのがれざるべし亦人情に於れば評しなるべしやべし本難中世の内中に仙老の乃ち
陽報に載る所長歌のごとき此拙作の面目とするべし作者を用ひ拙作
なるべしれども侠客傳なるべし拙作の其面目ミなるべし春秋心誅の
筆に倣ひ作りなれば畢竟知者と仰ぎ知るべきかなるべしまるべ
ひなるべしなるべしとなるべしかるべしひなるべしなるべしなるべし
第百十回
犬江親兵衛の祖母妙真は再會の段は世の看官なるべし敬ふべきなるべ
桂評 黙評は堂々の批評なれば仙老の批評細なるべ
盡なるべしなるべしなるべしなるべし富山清の省筆の其評なる佳妙なるべしなるべ

作者の意の深文あるを不達一の欲する義を及れざるを飽なく心地を
ふと行ふとなり本回結局の地文を義の又親子の又子孫愛も情も有る
氷解けて流れるが如く水と人の性方の定めの如き是之志の意か古語曰。
氷者成自水。冷厚于水。孫者生自子。愛勝於子。とあるを取もち
又鴨長明の方丈の記に曰く水の流れは絶て水にあらず元の水にあ
らずとあるを語る孔子流の方を見て逝者如斯乎とあるを
と解けて流れて曰く水のごとしといふ心は風雪を宗として漢学を陳る
看官は此の物文を四五度繰返して向廣博く評書の
上層に伯郎の吉弔をいかれもその義を稱ひ賞めて終に
物文を考評を遂て憐とも厚の本伯郎八輯不快 巻之八上
八十ノ表

陽路の後段物四郎の大国大の[illegible]を偽て二犬士の兄郎伝を極ん
とくとさく心と盡しかるを終に成ることを大なるを志の報ひを
蓋し敵せりは是犬川犬田に代りて竊に穿て結ひ之とある結草の報恩の
義を敵せりは伯喜の魏武子の結顆の故事を引て富時知音の評を
なるを[illegible]の一人もなりは物文を[illegible]物に故るを用ることあるを[illegible]
かくと入れ[illegible]評もて上層階梯の故語を[illegible]
[illegible]一昔人讀書百遍の格言近遠とも[illegible]
[illegible]の百十回の[illegible]は評もひ[illegible]の[illegible]
[illegible]面目は大風月の[illegible]
如くなれかとなる

第百十三回

南海古河浜七對面の俳の業、評ありて南海ありて上出来かの子七郎、無い渡る其表と結ばれし伏線（とある伏線）は當作襯深然しも襯深と伏線のその業相俳るやうれ流石に熟思くらくその文と味はされの結れ易うの俳者の伏線は機関の緒とあるを以て置て その頃の芝居桜の中まるの緒外れる人物妖怪なるの一時に顕れ出るかの如くなるの伏線とは即ち前のひら文緒の五をよそ名付けたり又襯深は深物の下深とあるを黒る深なるとなりたる物は下地を先拵ふ深てまたりて後に黒に深れの彩色先澤ふ出て極上の黒ありの如くなるを襯深とあつたり 此回は出来分り難く実なるあるようをひとり。

花代堂蔵

あるいは濃淡あるの成に分て黒目の部長に せるるに伏線とうとて成〜分とは又かたのひら文緒と百十三回より三十四回迄故に下情を云ふあり期に中れは白のつゝよりて来る者也よりて是伏線とも又南海の美を闘る 増桜の花と同じくも南海ありて子孫故に最濃に才阿浜七の二男と表を闘に七人と鈎来に花と復るの三の上の折いまを知らるて又その後清澄の凱陣に成ける成る婚桜るを三十三に成る下快十七の美を 第百廿二回に出来のあるとせるの 如れのあるのあるとて一朝のへるあるを廃まれ自紅に生 前表闘場桜の陽物の下深状なるの如 則を襯深に為るを伏線とは是れいるの表にて たゝ伏線と襯深の差別は是れ如くなる 幕像に陽のあり思ひ半に過ぎるとあるとかく再思熟吟すれば

十 清華堂蔵

伏線於襲沒死といふことを定て評したるの言葉なれども論義不立て生半熟の評なるべし本難の義評中に照對と反對とをもつて之の外なる又照對と照應と同義なるもの

なれども亦巨細に合てハ大同小異なるの事なれども二十分年の

分まで知りてなる拜謁の折よりまでハ僅の如くなれども二十分年の

苦心を積て水滸伝の他出の隠微を發明せり金聖の看て

るものなれども反対なることをはなれ骨髄なるもの二人古人大筆

の稗史の辯を借りかいなたの冊子と又てはなるよ苦心せんい

ずれかなるものなるべし

第百十五回

孝嗣の刑死を救ひ出す假服大刀自て伏姫の神まなんとの猜評

孝嗣の性評よりまたまたまるる本文なるべしこれを論ずる

の後黙評なるべしハ疑あるべし猜評なるべし猜評なるべ

ハ猜評 桂子の評と相似たり黙評 淳世の曰 評子の疑ひあれども

安りよいかりと性とをもつて抑形を変て人と為るとあるの機変の

術なるべし良なるべしもとよりとも機変隠匿の神佛の

術なるべし蓋伏姫の正神なる且孝嗣の當時星見なる由緒ある者な

あるもの又八犬士の交友なるもあるべしも何なるの故なる伏姫の神まで邪

神なるべし機変なるべし孝嗣なる救なるべし上快百二回なる伏姫顕

霊補敗損なるの段なるの神則少なるべし化して摧野葉門なるべ

示現するはあれども其只實なるの例を論ずるのみ也。

樵

實のごとくなれども例をもへて其評を此に載せ照對す

るなり。假大刀自分の中に里見へ誘ひ出さんとする伏姫の夢

顯化の忠心の孝嗣を勸奉り殺めつる偽て大刀自を殺さ花房を

殺しなるべしとあるを憚り自ら伏姫と一野神妖怪獣狸のことを

同列にあり名を千尾の山一失なり。殺ひ之の張誣評をのべし

邪く精評の詞を極めて いろいろのものを盛情作りとを

心と師と雖も推量の當れの評なれども多くは當らず

當られの外の妖評まもつてあり せんとせんと已なひ作るかなれは

易簿曰。一毫謬此。差以千里。とを是之謂也

又假大刀自分の孝嗣を勸奉り里見を仕へんとの伏姫の夢をん

とあるまた評も憚りなくいつまでもや思ひ作り本作の里見を當時

風俗を定數の良將を作れの假令伏姫の神夢をもとも まを嗣のこと

なるべし誰の思ひ出せる人 歴言に金公華院の如く名医なるが

世を經治の病人を情ありの其所数をもとも心動めく金を華

作の良医を彼人の療治を受のことをいつまでもとなるべく解をもし

里見交の賢良なるべし評をもとし元なる伏姫の夢をいつまでも

政木大全の治精評は桂評を藤井の異評と同事なり當れり

是は治偽と制度を據知あれい誰もそなはるべしなる中を出る評は

評ひとつとなるべし大全と名の者のごとくなるべし、大

清正の主従の形の如くなるべきものとあるは猜評は他人のなすひとみなさ
るべき憚りなく理勢を論じて稱ひて天下に答をえ
政木光盛の山猜評のごとくなるよりは其の上層にて
作り如き孝嗣の実無とて推量の批評はなしてこそ考へくも
作りとなり且孝嗣の名の吉のごとき孝吉孝穂の一字を取て由縁ハ
本末の孝嗣ハ忠義を接幸にうけられたれども不幸にして暗主に忠を盡を
とて治まるの故に忠臣の鉄とうの只義の感の故なるべくして家を興さ
ざり因て名付て孝嗣とのうかくて里又仕てうとなひて孝を八郎の一
あり犬塚信乃名のゆゑ諱へたるよりありてとなく義成 別天全に名の
一字と賜ひて成嗣と改て下懐なるを中懐の口惜を見て

世の看官は憚りなんとあり作りて果て具眼の看官ハ口惜
よりて政木大全成嗣改行解作の孝嗣ちんとなるを孝嗣と
上懐の口惜を出されたるなり心ならもとなるを作り又大法師の
後の名を本作の缺脚とあるひて山猜評とあるされたる憚り
なり書りとなるなり作りなりそれ名のひを地化
なれども名の義ハ二十餘年本履稿あり下懐結局にて分解
もへけれいなるあり昌と共にあり加ごとり
就て昌を成とかへ成とそなりれたの廢地名命の動機と名の評
なるなるあり山猜評あり先の作なりなれ書田者を
同なれ常なるとかなて山批評なるなるなり獨別の

著作堂藏

黙老子ハ旧年猜評二ヶ條をこゝろみられ當否を同化仏氏
ゝを中快ゝ之ゝ僅ゝ素藤を対ゝ之ゝの場ゝ渡ゝ
妻ゝ之ゝ猜ゝ思ゝ又一ヶ條ハ物猜ハ八房の犬と云ヶ
富山の牝猩々と猜ゝ之ゝ岩田時世ゝ信乃ゝ
一句ゝ當ゝ之ゝこの一條ハ評中ゝ陰ゝ之ゝ狸ゝ古足琴
岸と此ハ安ゝ當ゝ仏ゝ本物評ゝ之ゝ
評ゝ信乃ゝ前ゝ
ゝ此ゝ評ゝ也ゝ猜ゝ評ゝ之ゝ辨ゝ之ゝ文言
ゝ稜ゝ不敬の傳ゝ
ゝ此ゝ評ゝ仏ゝ

此指摘の誤ゝ此訂正の内
風波 訓後轉倒ハ句論ゝ也ゝ
刺ゝ之ゝ古人の例ゝ 故ゝ 風波と
熟ゝ波風ハ又和語ゝ
ゝ風波ゝ又ゝ古人の例訓ゝ
風雨 光藍 光ハ日 藍ハ月 ゝ和ゝ
ゝ彼人の物猜ゝ行正の日ゝ風波ゝ書加ゝ
ゝ人の疑ゝ
ゝ
是非 是ハ長音漢音ゝ
漢音ゝ
朝廷の定ゝ是非ハ必漢音ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

炮一字を鐵砲の〜字なりとせられても鏡の
字を聲なれば炮よりは字を聲炮の二字を兼ねたる又

大村大角の必貴

壁返暫用居

如悼ものの文の如くともの五言聲の如文の通りとして雅致落ちたる返
先生の文公の故事にもあれば壁を返黙摩居一句もあれば
又元默摩の刘雅存の默〻字を異字なれば同く
字なれば亦後世の人の如く〻あれば仕〻つたる物なれば
字を勿字なるべき字なれば月抜にもこれを
と云

吾近鄰里の村学先生不通文あるものの評を一周〻〻憮然
として眉を顰め音を擲ち仇彈〻〻且門弟子を誡めて曰嗚乎
是孟浪詭譎の冊子恐〻名教を害有〻良を幼学を利
益なし非如小説の淵源を推究めくらるの理なと知らるを孫人の
夢を談らるとは又何を異ちなん近ごろ補價直貴一意あるかる
烏滸ものの年〻多の故なりとの故なりとの言理あるを似れもさな
柱を膠するの愚意の士の迷惑歎かるるを大凡稗史とは者其
大筆とそなること取〻七法則を分別一又〻陰微を發明〻〻
評定稚学を啓くと尤も是と知音の看官とも沿眼既に
さるを〻〻短作史を公のごとく敏捷用語勒を陳り〻〻

秘

贈書の輝益萬々

畳翠軒賢君子大人才秀学

博り文武習学の餘力を以て輝史を著わすまゝ金允

二氏の類筆を敷き八大伝六九輯の評を考へ綴りのひく

當否を他者に問ひ詳細なる他評を撰ぶ

愛読する所の筆を際の考へ評をのゝ牡鑑と投

一和鍵を啓ク同好知者の辱交を聊か謝ひまつる則

歸人曝背の快楽を分ち為之か

丙申夏五月朔
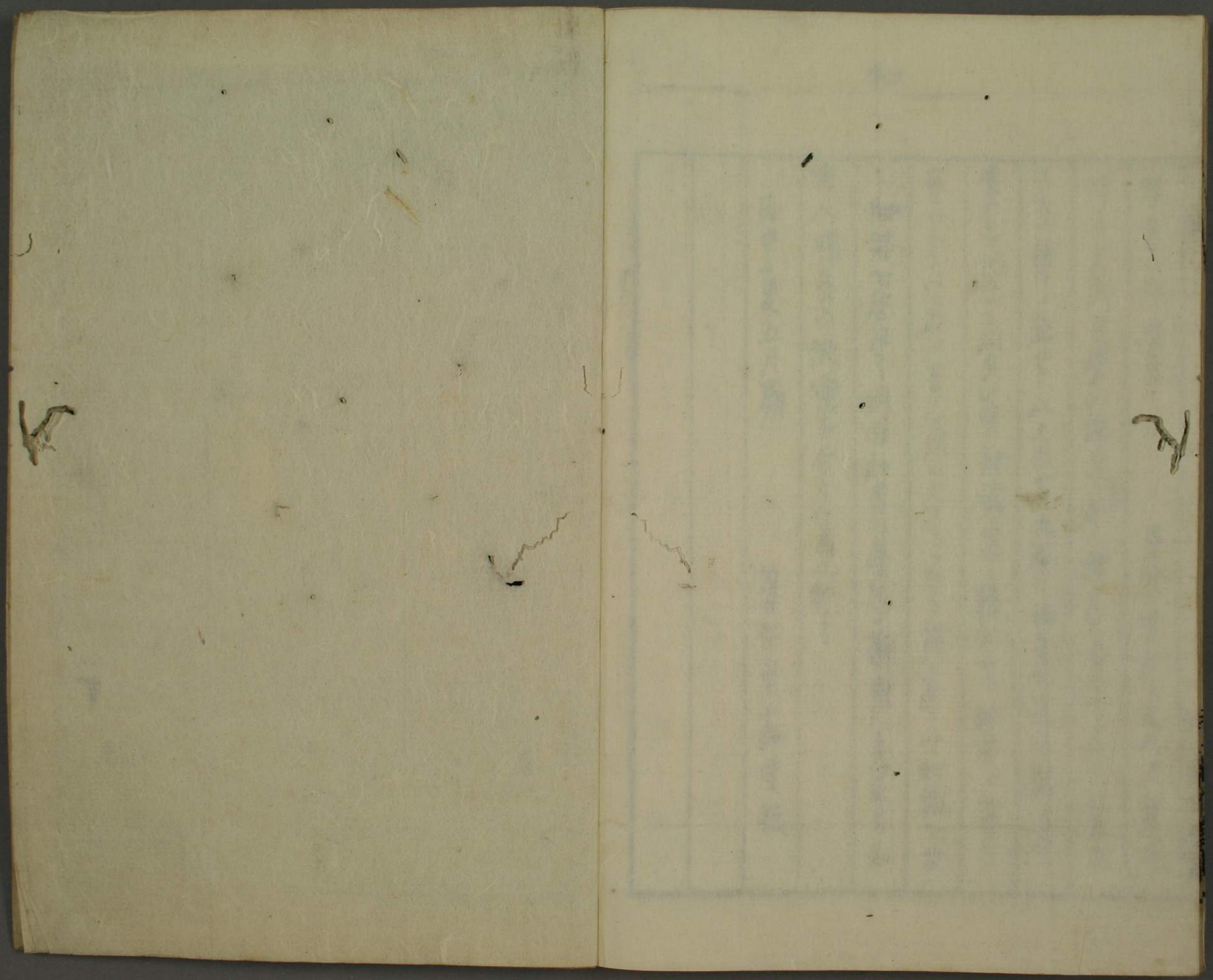
著作堂主人東嶼稿